

議第41号 呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

呉市上下水道局では、これまで災害応援に係る中長期にわたる派遣職員の受入れはありませんでしたが、今後、災害が発生した場合、その規模によっては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため、他の地方公共団体等から中長期的に職員派遣を受け入れなければならない状況も想定されます。

このため呉市上下水道局において当該派遣を受け入れたときに、市長事務部局において派遣職員を受け入れたときと同様に、派遣職員に対する災害派遣手当の支給を可能にするため、所要の規定の整備をするものです。

2 災害派遣手当の内容

他の地方公共団体等からの派遣職員が、次の各号の要件に応じ、住所又は居所を離れて呉市の区域に滞在することを要する場合に、次の各号に掲げる手当を支給する規定を追加します。

なお、具体的な手当の額、手当の支給方法等は、呉市職員の給与に関する条例施行規則（昭和27年呉市規則第10号）に定める額、支給方法等に準じて上下水道局規程で定めることとします。

(1) 災害派遣手当

ア 災害対策基本法第32条第1項の規定により、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に支給します。

イ 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定により、同法の規定に基づく復興計画の作成等のため派遣された職員に支給します。

(2) 武力攻撃災害等派遣手当

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条において準用する災害対策基本法第32条第1項の規定により、国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員に支給します。

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する災害対策基本法第32条第1項の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員に支給します。

3 施行期日

令和2年4月1日